

第8 職員の退職管理の状況

所属長以上で退職し、離職後2年以内に再就職した者は、再就職に係る情報を離職時の任命権者に届け出なければならないとされている（群馬県職員の退職管理に関する条例（平成28年群馬県条例第20号）第3条）。令和5年4月1日から同年7月1日までの間になされた届出の状況は、次のとおりである。

区 分	再就職先の種別ごとの届出件数						合 計
	群馬県	他の地方公 共 団 体 等	地方独立 行政法人	地方三公社	非営利法人	営利法人	
知事部局等					3	2	5
企 業 局						1	1
病 院 局					1		1
教育委員会	16				7	1	24
警 察					2	4	6
合 計	16				13	8	37